

電柱広告の規制<抜粋> 予告無く変更される場合がありますので、予めご了承ください。

◇電柱広告の規制や取り決めの一例

交差点内や信号柱などは掲出禁止。 信号機や停止線からの距離による規制有り。
特殊装置取り付け柱等は、掲出禁止や離隔距離の規制有り(例/区分開閉器は突出不可)。
立ち上がりケーブルがある場合は突出禁止(巻付はケーブルを覆わない)。
アースターミナル・ステップ穴・標識や金具・行政設置の看板等を隠しての掲出禁止。

<大阪府下の規制や取り決めの一例>

大阪市・・・道路使用許可後の掲出となる為、掲出まで1ヶ月半以上必要。
東成区/生野区=内環状線は掲出禁止。 住之江区=南港各町は掲出禁止。
鶴見区/旭区/城東区=国道163号線は掲出禁止。
堺市・・・府国道は道路占用許可及び道路使用許可の事前申請必要。 市道は新規掲出禁止。
泉佐野市・市道は行政事前申請。 りんくう各町及び田尻町のりんくうポート各町は掲出禁止。
熊取町・・・町道は新規の掲出禁止。 阪南市・・・市道は新規の掲出禁止。
松原市/大阪狭山市・・・着色柱への掲出禁止。
富田林市・事前申請。 市道は表記方法や公共広告の規制有り(突出についても規制有り)。
羽曳野市・行政許可後の掲出となる為、掲出まで1ヶ月以上必要。
豊中市・・・標識設置柱は新規の巻付禁止。
高槻市・・・標識設置柱は新規の巻付禁止。 突出GL4,500/巻付GL1,900厳守。
東大阪市/八尾市・・・電柱管理元への事前確認必要。突出は設置方向に関係なくGL4,500厳守。

<大阪府周辺の規制や取り決めの一例>

神戸市・・・低層住居専用地域への掲出は不可(但し、公共広告の巻付は可/要:事前確認)。
尼崎市・・・行政許可後の掲出となる為、掲出まで1ヶ月以上必要。 着色柱への掲出は全面禁止。
マンションや不動産の一過性広告について規制が有り、市道への掲出は困難。
第1種及び第2種住居専用地域は、市道への掲出は不可(専用地域への規制)。
県道の場合は、誘導看板に限り掲出可能(不動産等は審査が必要)。
芦屋市・・・看板生地は白色に限定。 矢印付き誘導案内表示部分が4分の1以上必要。
信号柱から10m及び、交通標識から5m以内に新規の掲出は禁止。 行政許可後掲出。
西宮市・・・行政許可後の掲出となる為、掲出まで1ヶ月以上必要。
奈良県・・・原色に近い色の使用量制限。 国道24号線は新規の掲出禁止。
景観条例、風致地区、低層住居専用地域、寺社仏閣周辺など、多数の規制有り。
突出看板を道路中央側へ向けることは不可(民有地側向けに取付)。
奈良市・・・行政許可後の掲出となる為、掲出まで1ヶ月以上必要。(参考・橿原市は2ヶ月程度必要)
和歌山県・国道24号線及び42号線は新規の掲出は禁止。 その他多数の規制有り。
明石市～福知山・・・国道175号線は掲出禁止。
三田市・・・事前行政許可必要。 各ニュータウン内で他多数の規制有り。
信号機及び踏切からの離隔距離5m以上。 標識設置柱は個別に申請許可が必要。
滋賀県・・・琵琶湖が眺望できる地域に多数の規制有り。

<電柱広告が掲出禁止されている国道の一例> (ごく希に特殊事情により一部区間で掲出可能な場合があります)



上記規制以外にも各市町村により個別の取り決めがある場合もあります。地域より規制が異なりますので掲出前に事前の確認が必要です。●条例改定等、規制は予告なしに変更される場合があります。